



令和3年度から7年度に（令和3.4.1～令和8.3.31）
茨木市内で保育のお仕事を始める方へ



最大

72万円

奨学金返還を 支援します!



対象者

奨学金を利用して保育士資格を取得し、茨木市内で保育士として勤務している方で、次の①②③すべてに該当する方

- ① 1日当たり6時間以上かつ1ヶ月20日以上勤務している
- ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日に採用された保育士
- ③ 茨木市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所に勤務

※類似の補助制度にて補助を受けている方及び雇用期間に定めのある方は対象外となります。



補助について

24万円/年を上限とし、最大3年間
※返済した奨学金の額と24万円のいずれか低い額



対象となる奨学金

独立行政法人日本学生支援機構（第1種・第2種）の奨学金など

登録様式や
詳しい申請内容などは
市ホームページを
ご確認ください。

次なる
茨木へ。



お問い合わせ
申請先



茨木市 こども育成部 保育幼稚園総務課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館3階22番窓口



072-655-2753



hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

